

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年4月2日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 狩野 仁志
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目4番30号
【電話番号】	03 (5774) 2440
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松崎 祐之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2019年3月28日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2019年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、狩野 仁志、中村 孝也、松崎 祐之、深見 修、佐藤 元紀及び木呂子 義之の各氏を選任するものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、森花 立夫及び望月 真克を選任するものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、UHY東京監査法人を選任するものであります。

第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替え、欠損額の補填に充ちたいします。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金 1,269,358,951円のうち1,169,358,951円

資本準備金 115,242,636円のうち115,242,636円

2. 剰余金処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,445,130,015円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,445,130,015円

(3) 処分後の剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 73,224,906円

繰越利益剰余金 0円

3. 日程

(1) 取締役会決議日 2019年2月27日

(2) 株主総会決議日 2019年3月28日

(3) 債権者異議申述最終期日 2019年4月30日(予定)

(4) 効力発生日 2019年5月1日(予定)

第5号議案 第3回新株予約権の行使期間を延長する件

2011年9月16日開催の当社臨時株主総会で承認及び2012年8月6日開催の当社取締役会で決議し、ストックオプションとして発行した第3回新株予約権について、本総会終結の時ににおいて当社の取締役、従業員または関係会社の取締役である者が保有する新株予約権の権利行使期間を延長するものであります。

第6号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
狩野 仁志	188,248	3,587	-	(注)1	可決 98.12
中村 孝也	189,521	2,314	-		可決 98.78
松崎 祐之	189,463	2,372	-		可決 98.75
深見 修	189,470	2,365	-		可決 98.76
佐藤 元紀	189,470	2,365	-		可決 98.76
木呂子 義之	189,585	2,250	-		可決 98.82
第2号議案					
森花 立夫	189,876	1,960	-	(注)1	可決 98.97
望月 真克	188,608	3,228	-		可決 98.31
第3号議案	189,707	2,129	-	(注)1	可決 98.88
第4号議案	189,325	2,472	-	(注)2	可決 98.68
第5号議案	189,050	2,786	-	(注)2	可決 98.54
第6号議案	188,715	3,121	-	(注)2	可決 98.36

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上